

30by30ロードマップ



生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

本ロードマップは、令和4年3月30日に開催された生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において了承されたものです。

30by30ロードマップ概要

キーメッセージ

- **2030年**までに陸と海の**30%**以上を**保全**
- **生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す**
- **地域の経済・社会・環境問題の同時解決**につながる**NbS** (Nature-based Solutions)のための、**健全な生態系**を確保する**基盤的・統合的アプローチ**

本ロードマップの目的

30by30目標達成までの行程と具体策を示す

30by30目標達成のための主要施策と個別目標

- **国立公園等の保護地域の拡張**と管理の質の向上
- **保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理**
- 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」 等

主要施策を支え、推進する横断的取組

30by30アライアンス／経済的手法／サステナブルファイナンス 等

各主体に期待される役割

国、地方公共団体、事業者、研究機関・研究者・学術団体、民間団体、国民

中間評価の実施

「見える化」により生物多様性保全上効果的な地域を把握・検証、陸域の30by30目標達成の具体的な内容を示す 等

背景と目標達成に向けて

私たちの社会全体を支える生態系サービスは過去50年間で劣化

そのため、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる

「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務

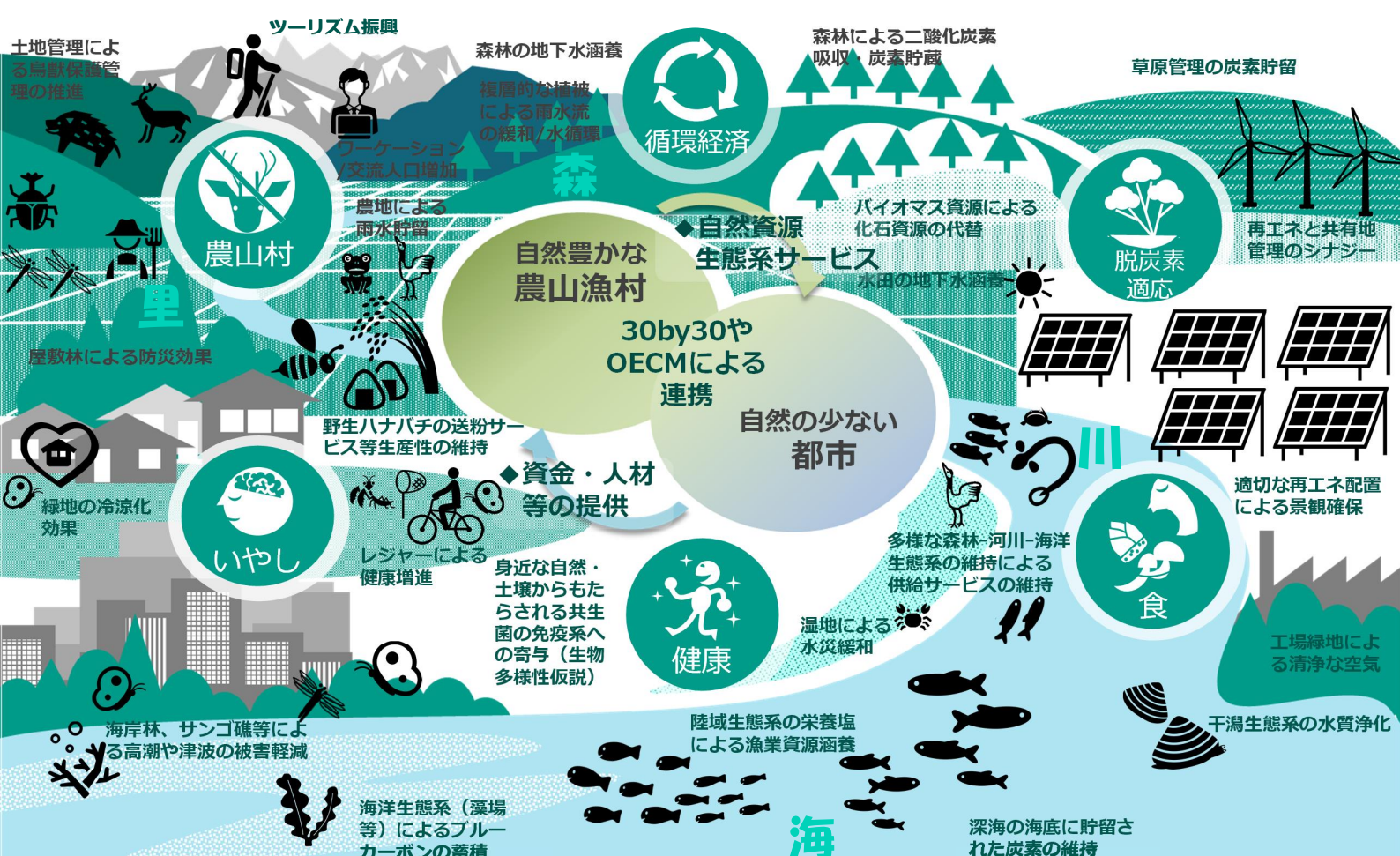
そのような中、2030年までに、**陸と海の30%以上を保全する**
(**30by30**) **目標**が国際的に議論

その我が国での実現に向けて、**国や地域、事業者そして一人ひとりの力を結集し、以下に取り組む**

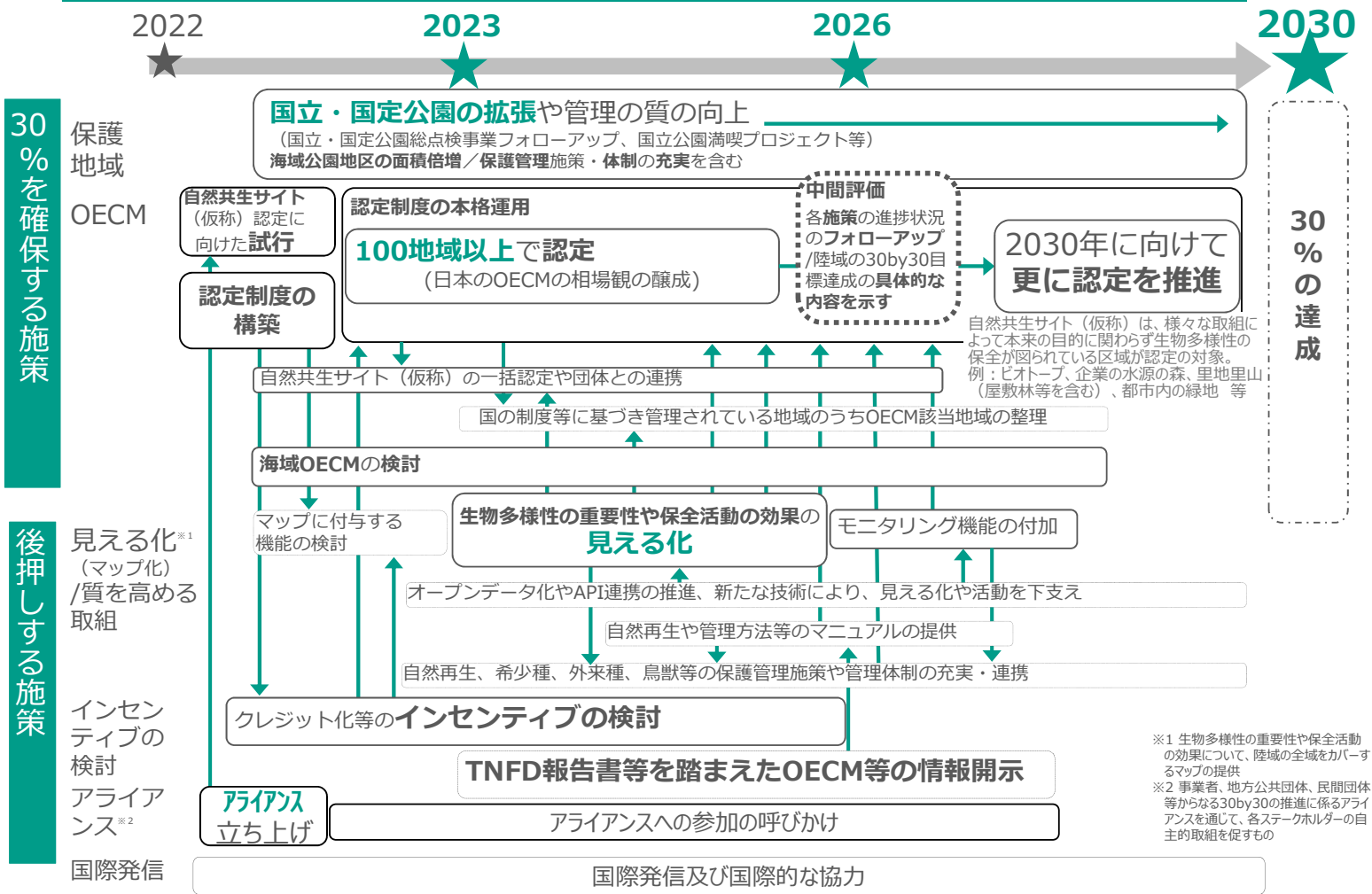
- **国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上**
- **OECM^{*}の設定・管理**

※ OECM : Other Effective area-based Conservation Measures (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)

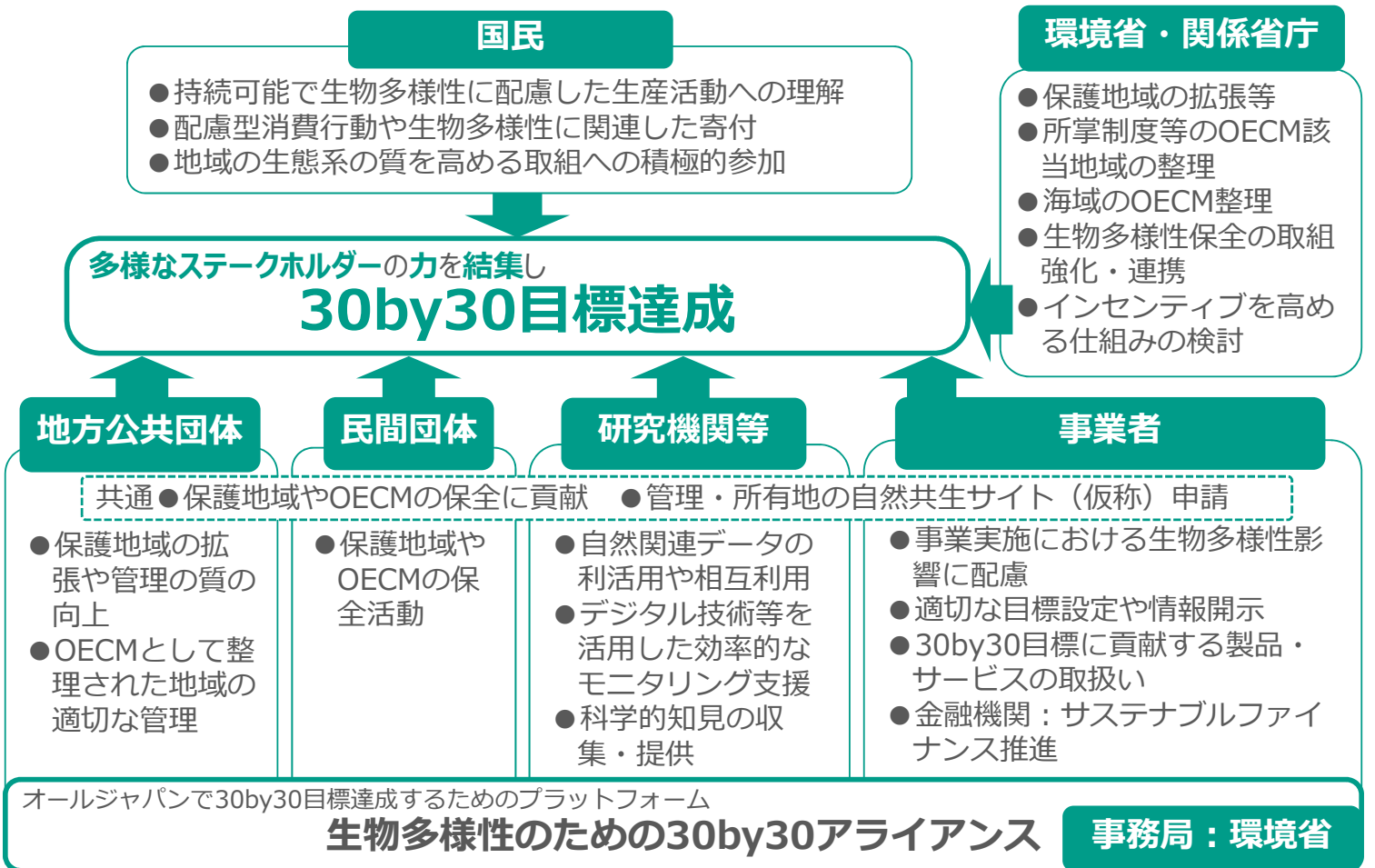
30by30実現後の地域イメージ ~自然を活用した課題解決~



主要施策と横断的取組の相関



多様なステークホルダーの関わり



目 次

1. キーメッセージ	1
2. 本ロードマップの目的	2
3. 30by30目標達成のための主要施策	2
① 保護地域の拡張と管理の質の向上	2
② 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理	3
③ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」	3
④ 生態系がつながり合い、健全に機能するための質を高める取組	4
⑤ 脱炭素、循環経済、有機農業、都市における緑地等の取組との連携	4
4. 主要施策を支え、推進する横断的取組	5
① 関連データの利活用や相互利用の促進	5
② 多様なステークホルダーの参画（事業者等による積極的な取組の促進、消費等行動の変容、地域主体の取組へのインセンティブ）	5
③ 30by30の経営への組み込みに向けた仕組みづくり、サステナブルファイナンス等の推進	5
④ デジタル技術等を活用した効率的なモニタリング等	6
⑤ 国際発信及び国際的な協力	6
5. 期待される役割	6
（国の役割）	6
（地方公共団体の役割）	7
（事業者の役割）	7
（研究機関（大学・博物館等）・研究者・学術団体の役割）	7
（民間団体の役割）	8
（国民の役割）	8
6. 中間評価の実施	8
7. 30by30目標の背景	8
① 国際的な背景	8
② 生物多様性保全の観点から30%以上を保全する意義	9
③ 気候変動対策とのシナジーの観点から30%以上を保全する意義	9
④ 我が国の自然環境の特徴に応じた目標達成	10
8. 30by30目標の達成によって期待されるNbS効果	11
① 脱炭素・適応策：CO ₂ の吸収・固定、防災・減災に寄与する自然の再生	11
② 循環経済：プラスチック代替のバイオマス資源の持続的な生産	11
③ 農山村：鳥獣被害の防止、感染症対策と豊かな恵み	12
④ 食：環境に配慮した持続可能な農業の推進	12
⑤ 健康・観光・いやし・ときめき・感動・地域活性化：疲れを癒し、免疫力を高め、健康な生活と活力ある地域を支える自然とのふれあい	12
9. 工程表	14
① 30by30目標達成のための主要施策の個別目標の工程表	14
② 30by30目標達成のための横断的取組の工程表	15

1. キーメッセージ

個人、事業者、地域、そして社会全体が自然環境から得られる恵み「生態系サービス」に依存している。衣食住のみならず、私たちの社会経済も、そうである。だからこそ自然環境は「自然資本¹」としてみられている。自然環境を安定的な資本としているのは、生物の間にあるあらゆる差異（すなわち「生物多様性」）とつながりである。差異とつながりがある「健全な生態系²」が、自然資本の強靱性や冗長性を高める。

しかし、自然の回復力を超えた資本の利用によって、社会は物質的には豊かになった一方で、生態系サービスは過去 50 年間で劣化傾向にあることが指摘されている。私たちが持続的に生態系サービスを得ていくためには、地球規模で生じている生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務となっている。他方、都市への人口集中、生活様式あるいは産業構造の変化によって、人と自然との結びつき³が希薄化した。このため生活や生業の中でその恩恵を直接実感できる人は少なくなり、この危機に対して、必ずしも高い関心が得られているとは言えない状況となっている。

こうした中で、生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標が提唱された。これがいわゆる 30by30（サーティ・バイ・サーティ）（以下「30by30 目標」という。）である。

健全な生態系の確保のためには、可視的な種に着目した保全施策だけではなく、水、大気、光等の無機的环境や目に見えない微生物等も含め、生態系をエリアベース⁴で保全し、効果的に管理し、それらをつなげなければならない。そのため、我が国では、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上及び「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）」の設定・管理を、この 30by30 目標を達成するための中心施策に据える。これらの取組は、国や地域、事業者そして一人ひとりの力を結集し、進めていくものである。

昨今、自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）という考え方が、国際的にも注目されている。例えば、気候変動の文脈においても、健全な生態系は温室効果ガスの吸収源としての役割を果たす。NbS を適用するには、健全な生態系がなくてはならない。30by30 目標の達成を目指すことは、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながる NbS のための健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプロ

¹ 自然資本とは、地球上の再生可能／非再生可能な天然資源（例：植物、動物、大気、土壌、鉱物）のストックを意味する。（出典：Atkinson and Pearce 1995; Jansson et al. 1994）。

² ここでは、過去からの推移や人間との関わり等に応じて、存在するべき動植物が生息生育していける生態系として位置づける。

³ ここでは、生態系サービスにみられる物質的に加えて、精神的なつながりも含めることとする。

⁴ 一定の区域や地域といった場の単位をもとに、生物多様性の保全と持続可能な利用を図る考え方。

チである。これは、地域での持続可能な開発目標（SDGs）の実践である「ローカルSDGs＝地域循環共生圏」にも直結する。

30by30 目標は明確な数値を有する基盤的・総合的な目標として国際的に注目されている生物多様性の目標であり、自然の状態を一つの物差しで測ることが困難である中で、達成に向けた多様な主体による貢献が可視化できる特徴がある。

一人ひとりが参加できる世界目標である 30by30 目標を我が国で達成し、持続可能で豊かな暮らしと心身の健康が守られる社会を次世代へと継承しよう。

2. 本ロードマップの目的

本ロードマップでは、我が国としての 30by30 目標を達成するために必要とされる 2030 年までに集中して行う取組・施策を中心に、30by30 目標達成までの行程と具体策を示すものとする。

3. 30by30 目標達成のための主要施策

① 保護地域の拡張と管理の質の向上

陸域⁵は 20.5%が、海域⁶は 13.3%が既に保護地域に位置づけられている。

陸域については、今後、国立公園等の拡張により現状からの上乗せを目指すこととし、とりわけ、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を示した国立・国定公園総点検事業（2010 年公表）のフォローアップを行い、未了のエリアを中心に指定・拡張の取組を継続するとともに、生態系や利用に関する最新のデータ等に基づき指定・拡張の候補地について再評価した上で、今後の国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を選定する。さらに、管理の質の向上を目指した地種区分の格上げ等について検討を進める（取組①-1）。この作業で抽出した候補地を主な対象として、関係機関と調整の上、2030 年までに日高山脈襟裳国定公園及び周辺エリアをはじめとした新規指定や大規模拡張等の調整を順次進める。また、2030 年までに国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの国立・国定公園への編入や地種区分の格上げを進める（取組①-2）。

海域については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域において、国立公園の海域公園地区の面積を 2030 年までに倍増させることを目指す（取組①-3）。

さらに、国立公園等について、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により対象となる自然の保護と利用の好循環を形成するとともに、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理をはじめとした保護管理施策や管理体制の充実を図る（取組①-4）。

⁵ このロードマップでは、内陸水域が含まれるものを意味する用語として主に用いる。

⁶ このロードマップでは、沿岸域及び外洋域を意味する用語として主に用いる。

② 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理

30by30 目標は、主に OECM により達成を目指すこととする。このため、まずは、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、国によって「自然共生サイト（仮称）」として認定する仕組みを 2022 年度に試行し（取組②-1-a）、その制度の構築（取組②-1-b）と認定等の実施を進め、既存の保護地域との重複を除いて OECM 国際データベースに登録する（取組②-1-c）。

自然共生サイト（仮称）は、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域を認定の対象とする。例えば、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ等民間団体が生物多様性保全を目的として管理している場所のみならず、企業の水源地の森、手入れがされている里地里山や森林施業地、企業敷地や都市の緑地、研究や環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の土地・河川敷、試験・訓練のための草原といった多様なエリアのうち、管理の結果として生物多様性の保全が図られている区域が該当する。また、これらには沿岸の干潟等も含まれる。30by30 目標が我が国の生態系の多様さを表現したものとなるよう、特に陸域については目標達成に向けて、可能な限り多くの自然共生サイト（仮称）認定地を確保する。

2023 年には、全国で 100 地域以上を先行的に自然共生サイト（仮称）として認定する（取組②-2）ことを目指し、更にその後も取組を進めていく。そのため、2022 年度以降には、後述の 3. ④の取組とあわせて、認定実証事業等の実施、一括認定や団体との連携協定（取組②-3）、後述の 4. ②のアライアンスによる取組推進等によって自然共生サイト（仮称）認定を加速する。

国の制度等に基づき管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地も、生態系ネットワークを確保し、さらに生態系サービスを提供する場として重要であることから、関係省庁が連携し、このような地域のうち OECM に該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについては OECM として整理する（取組②-4）。具体的にどのようなエリアをどの程度 OECM とすることで目標達成できるのかについては、我が国の国土の特徴に応じた適切な類型を整理し、後述の 3. ③の「見える化」の結果を踏まえつつ、検討する（取組②-5）。

海域については、既に 13.3%が保護地域に指定されているところ、残り約 17%の追加的な保全が必要となっている。これらについては、関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域を OECM とすることを検討しており、該当する場所の整理を進める（取組②-6）。

③ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」

後述の 8. に述べる効果を発揮する社会を実現するためには、単に 30%の面積的な目標を達成するだけでは十分ではない。脊梁山脈等の原生的な自然は引き続き

保護地域として保護する一方で、より身近な里地里山、さらには都市部において生物多様性が豊かな場所を確保していく必要がある。我が国は、世界的にも高いレベルで生物の分布情報が蓄積されており、生物多様性の重要性や保全活動の効果の見える化について、マクロ生態学やデジタル技術を活用して進める。まずは、数年以内に、奥山から中山間地域、さらに都市部まで陸域の全域をカバーする、生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップを提供する（2024年目途）（取組③-1）。さらに、更新可能なシステムを開発し（取組③-2-a）、モニタリング機能とマップを連携させることで保全活動の効果が適宜把握できる仕組みとする等、必要な機能を付加・充実させる（取組③-2-b）。

④ 生態系がつながり合い、健全に機能するための質を高める取組

①や②の取組によって保全されたエリアは、健全な生態系を確保するための骨格である。生態系が健全に機能するためには、同時並行的に、保全されたエリア及びその周辺地域等における自然環境の質を高めていく必要がある。特に、日常における生態系サービスの享受のためには、原始的な自然だけではなく、人々の営み・暮らしの場である（里地里山や都市等の）場所において、自然環境の質を高めていくことが重要である。

そこで、①の区域について、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により対象となる自然の保護と利用の好循環を形成するとともに、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理をはじめとした保護管理施策や管理体制の充実を図り（取組①-4 再掲）、自然生態系の質をさらに向上させる。②の自然共生サイト（仮称）の管理活動を通じて保全効果が確認された取組が全国的に展開されるよう、その管理の方法をマニュアル化する（取組④-1）。これを、自然共生サイト（仮称）等の管理者や今後自然共生サイト（仮称）の認定を目指す者等に対して提供する（取組④-2）。国の制度等に基づき管理されている地域においては、当該制度に基づく適切な管理等を通じ、生物多様性保全機能が持続的に発揮され、必要に応じてその地域の生物多様性保全機能が向上されるよう努める（取組④-3）。また、保全されたエリアのみならずその周辺地域等においても生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR : Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理、里山管理等の自然環境の保全の取組を多様な公的・民間の資金を積極的に活用し実施するとともに、マニュアルや情報を提供し、取組を支援する（取組④-4）。

⑤ 脱炭素、循環経済、有機農業、都市における緑地等の取組との連携

本ロードマップの取組をさらに進めるためには、生物多様性保全の取組と同じく地域レベルで行われている相互に関連した各種施策と連携し、自然を活用した解決策の導入を促進する必要がある。

このため、脱炭素先行地域、地域循環共生圏、プラスチックの資源循環、有機農業を始めとした環境保全型農業、都市における緑地、河川等の生態系ネットワーク、グリーンインフラ等の取組について、自然共生サイト（仮称）の取組と連携し、自然共生サイト（仮称）等の管理者や今後認定を目指す者等に対して情報発信する。また、再生可能エネルギーの推進と生物多様性保全にはトレードオフが生じ得るため、生物多様性に不可逆的な影響を及ぼさないよう環境配慮事項に関する情報も併せて提供する（取組⑤-1）。

4. 主要施策を支え、推進する横断的取組

① 関連データの利活用や相互利用の促進

主要施策3. ③の「見える化」等のデータの利活用、相互利用の促進に資するべく、環境省をはじめとした関係省庁、地方公共団体、研究機関及び民間団体等が有する各種データについて、オープンデータ化やAPI連携によるデータ連携や情報提供を推進する。

② 多様なステークホルダーの参画（事業者等による積極的な取組の促進、消費等行動の変容、地域主体の取組へのインセンティブ）

事業者、地方公共団体、民間団体等からなる30by30目標達成に向けたアライアンスを通じて、各ステークホルダーの自主的取組を促す。この際、アライアンスのプラットフォームサイトを構築する等により、30by30目標に向けた取組を国内外に発信するとともに、保全に取り組む主体とそれを支援したい主体のマッチング等を推進する。

また、国立公園等における自然環境の保全や利用を推進するため、国の関係機関、地方公共団体、地域団体、公園管理団体、事業者、自然保護団体、研究者等の広範な関係者による協力や連携体制の構築を推進する。

さらに、生態系保全の重要性に対する認知度を向上させるとともに具体的な行動変容を促すために、ナッジ等の行動科学の知見やデジタル技術も活用し、30by30目標に向けた取組の推進に向けたクラウドファンディング、寄付、生物多様性配慮型の消費行動等の取組を検討し推進する。

加えて、「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」における森里川海アンバサダーや賛同企業とも連携して取り組む。

③ 30by30の経営への組み込みに向けた仕組みづくり、サステナブルファイナンス等の推進

OECMを推進するため、自然共生サイト（仮称）の環境価値を見える化し、認定やその維持管理を経済的に支援する方法をはじめ、インセンティブを高める仕組みについて検討する。